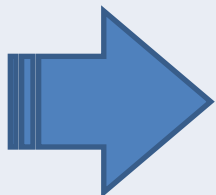


第2次答申に向けて 引き続き審議が必要な事項

平成29年度 京都市住宅審議会における主な御意見・論点

公営住宅の今後の適正な供給等について

- 公営住宅については、市中心部の供給が少なく、郊外部に立地が偏在していることに対しては、何らかの対策が必要ではないか。
- 旧耐震基準の公営住宅については、耐震化するのではなく、都市計画、まち全体を考えるとという視点で計画し直すという考え方もあるのではないか。
- 公募しても応募がないような需要が低い公営住宅を将来的に維持していくのは難しいため、立地面等から総合的に判断する必要があるのではないか。そうした団地に投資していた費用を別に回す方法もあるのではないか。
- 公営住宅も量の確保から質の確保へと転換しなければ、量を確保しても空きがでてしまう。



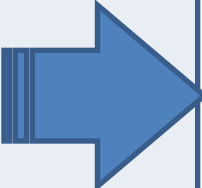
- 公営住宅の立地の偏在化や老朽化に対して、今後どのように対応していくべきであるか、検討が必要
- 公営住宅の住戸を供給するに当たっての質の確保のあり方

次年度の審議会において、引き続き審議が必要

平成29年度 京都市住宅審議会における主な御意見・論点

住宅確保要配慮者に対する居住支援（福祉部局と住宅部局の連携）

- 賃貸人の入居拒否感が低減されないことが、最終的に制度が普及しない最も大きな阻害要因となる可能性が高いため、住宅部局と福祉部局がしっかりと連携しながら、住宅確保要配慮者に対する居住支援を進める必要がある。
- 福祉的なサポートを受けやすいと思われる住宅確保要配慮者から、徐々に居住支援を広げていくということも考えられるのではないか。

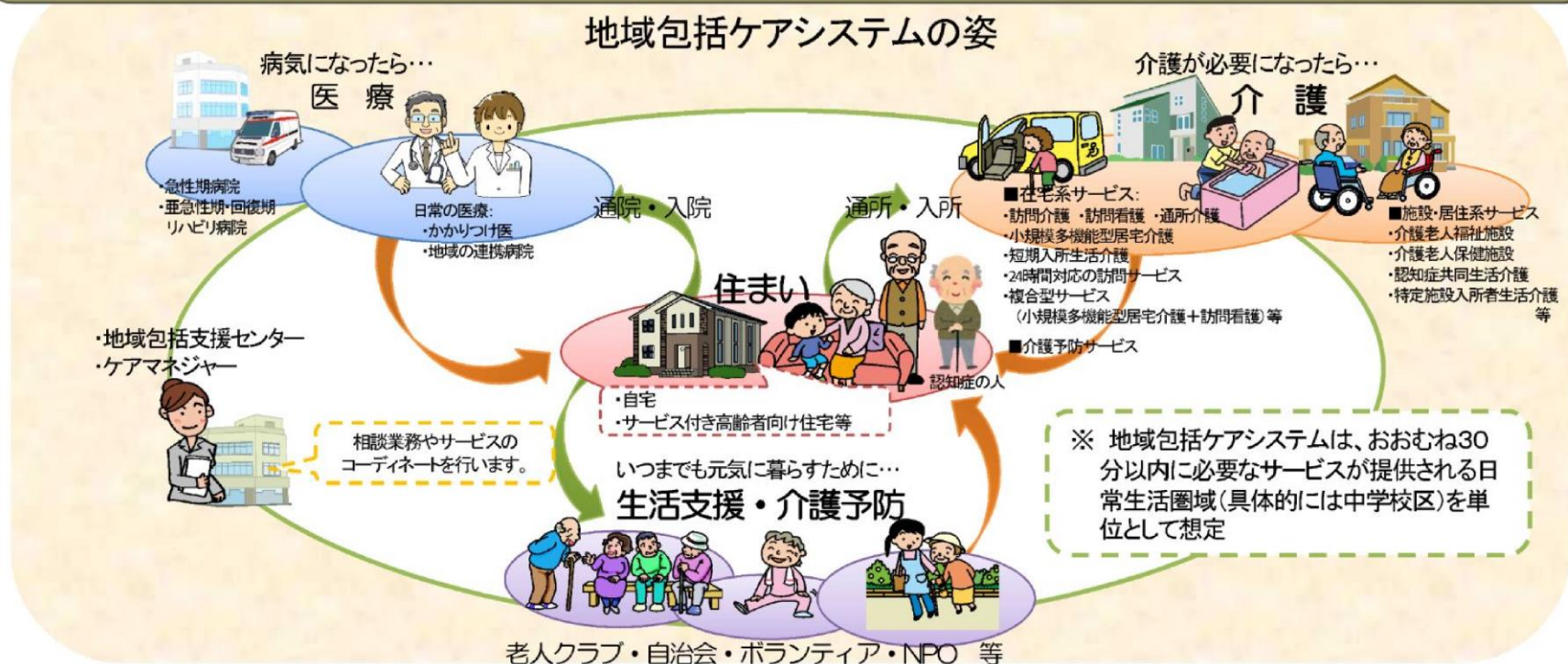
- 
- 行政内の住宅部局と福祉部局の更なる情報共有・連携強化が必要
 - 民間賃貸住宅における住宅確保要配慮者の入居促進に向けては、住まいと福祉サービスを一体的に提供するなどの、大家の入居拒否感の低減が必要。

次年度の審議会において、引き続き審議が必要

地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築(地域包括ケアシステム)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

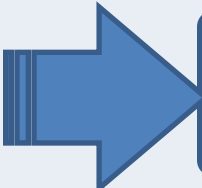


平成29年度 京都市住宅審議会における主な御意見・論点

住宅確保要配慮者に対する居住支援について（居住支援協議会）

- 住宅セーフティネット制度は、
 - ・ 居住支援協議会において、不動産事業者と行政、市民、福祉関係者等が協議しながら、保証の仕組みや社会システム自体を考えていくことや、
 - ・ 住宅確保要配慮者専用住宅に対するリフォーム費助成や、家賃・家賃債務保証料助成

をリンクさせるということがベースとなっているが、京都市に限らず、居住支援協議会の活動は過渡期であることから、協議会の取組を進化させていくための検討が必要ではないか。

- 
- 居住支援協議会の取組を更に進化させるための検討の必要性
 - 住宅確保要配慮者の属性に応じた居住支援のあり方

次年度の審議会において、引き続き審議が必要

住宅確保要配慮者に対する居住支援事例

京都市居住支援協議会における高齢者に対する見守りサービス支援

京都市居住支援協議会では、平成28年度から、家主の不安を低減させるために高齢者の見守り支援として、民間企業が提供するサービスの情報提供を開始している。

＜サービス内容＞

- 1 電話による週2回の安否確認（自動音声）と、確認結果の指定連絡先（最大5名）へのメール
- 2 孤独死等の際の原状回復、遺品整理、葬儀の実施の費用補償（最大100万円）

1 週2回の安否確認

決まった曜日、時間帯にかかってくる安否確認電話（音声ガイダンス）に1回ボタンを押すだけの簡単操作で、家族等に安否確認メールが届きます。

1 毎週決まった曜日・時間帯に電話がかかります。
（例：毎週、月・木曜日8:00～10:00等）

※携帯電話・スマートフォンもご利用いただけます。
※曜日と時間帯は指定できます。

2 安否確認のメッセージが流れます。

こちらは見まもっTELコールセンターです。
本日の体調はいかがでしたか？音声ガイダンスに従ってボタンを押してください。

3 ガイダンスに従ってボタン操作！

1 元気です。
3 ちょっと体調が悪いです。

出られない場合は、1時間後を目安に再度お電話致します。

4 操作結果を指定連絡先最大5名（申込者含む）にメール通知

※応答が無かった場合はその旨を知らせるメールを通知

5 心配する方々へ安心をお届けします。

大家 管理会社
家族 本人 友人

6 早期発見をサポート

見まもっTEL
電話にお出になれませんでした

メールの受信者が内容に応じて訪問等を行うことで効果が高まります。

※ご利用には電話機（固定電話もしくは携帯電話）が必要となります。ただし、ダイヤル式電話（黒電話など）はご利用になりません。
※機械の設置や、設定等は必要ありません。

2 費用補償

居室内で誰にも看取られずに亡くなった場合の以下費用をお支払いします。

1

利用者の居室内死亡

2

原状回復・遺品整理・葬儀の実施

3

ホームネットへ請求（費用負担者から）

4

お支払
上限100万円

居室内での不慮の事故による原状回復・遺品整理・葬儀費用を補償します。
主な支払対象
原状回復費用（修繕、清掃、異臭除去、消毒等）
事故対応費用（遺品整理費用、遺族との連絡のための通信費等）
葬儀費用（上限50万円）

利用料 月額1,500円（税別）
支払方法 毎月の口座振替

※利用状況（平成30年3月1日時点）

- ・取扱店（すこやか賃貸住宅協力店）：21件
- ・サービス利用件数：6件

住宅確保要配慮者に対する居住支援事例

国における家賃債務保証会社登録制度

国土交通省では、改正住宅セーフティネット法の施行にあわせて、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を登録する制度を創設し、登録が進められている。

<登録のメリット>

- 適正に家賃債務保証の業務を行うことができる者として、国が情報提供を行う。
- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅に、住宅確保要配慮者が入居する場合は、住宅金融支援機構による家賃債務保証保険の引き受けの対象となる。
- 住宅確保要配慮者向けの専用住宅として、低額所得者が入居する場合に実施可能な家賃債務保証料の助成対象となる。

<登録状況>（平成30年3月時点）

計40業者（うち京都市を営業地域としている業者：22業者）

住宅確保要配慮者に対する居住支援事例

東京都特別区内における家賃債務保証料の助成

東京都特別区内では、高齢者世帯，ひとり親世帯，障害者世帯などを対象に，民間賃貸住宅への居住支援として，家賃債務保証料の助成制度を設けているところがある。

＜居住支援協議会を窓口として行政が助成＞

杉並区

＜行政の住宅部局が窓口となり助成＞

千代田区，中央区，新宿区 など

＜行政の福祉部局が窓口となり助成＞

文京区，品川区，荒川区 など

※主な要件

- ・ 世帯の所得が一定基準額以下であること。
- ・ 緊急連絡先（親族，知人，友人等）があること。
- ・ 生活保護等の公的給付を受けていないこと。 など